













































通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考		
303	金融庁	6		15		国際金融センターとしての地位確立			○世界の主要な国際金融センターについて、各市場の競争力向上のために政府が講じている諸施策及び金融インフラ等に関する調査研究の実施。(26年度、27年度、28年度、29年度) ○日本の金融・資本市場へのアクセス向上のための金融庁の英語発信力強化に係る体制の整備。(27年度、28年度、29年度) ○ヘルスケアリートの普及促進に資するための調査研究等の実施。(27年度) ○金融機関等との意見交換の会合(官民ラウンドテーブル等)における議論に資するための「我が国の金融・資本市場	0	0											1,b,3,6								非該当		
304	金融庁	6		16		コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業費		スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの実施状況を丁寧にモニターし、その普及・定着に向けた取組みを着実に進めるとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に取り組む。これにより、我が国のコーポレートガバナンスに対する内外の認識の改善及び企業の稼ぐ力の向上、引いては経済の好循環の確立につなげていく。	0	0												3,c,4,5								非該当		
305	金融庁	6		17		新興市場国に対する技術協力に必要な経費		○我が国と緊密な関係を有する新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において重要であることから、我が国の経験の共有や技術協力を通じ、新興市場国の金融当局者の能力向上や人材育成に取り組む必要がある。	0	0													5,c,4,2								非該当	
306	金融庁	6		18		アジア諸国等との金融連携・協力に必要な経費		世界経済全体に占めるアジア等における新興国の経済規模が増す中、我が国が新興国の発展に貢献するとともに、新興国の市場機能を向上し、ひいては我が国が新興国とともに成長するために、金融庁と関係当局間の連携強化等を通じた各国の金融インフラ整備支援、本邦企業や金融機関が各国でビジネスを行っていくための環境整備などを行うことを目的とする。	0	0													5,c,4,2								非該当	
307	金融庁	6		19		金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上		○金融機関へのサイバー攻撃が金融システムの安定に影響を及ぼしかねない状況となっていることに加え、金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靱性を向上させること。	0	0													5,b,4,2	1,b,4,6							非該当	
308	金融庁	6		20		自然災害による被災者の債務整理支援		自然災害の被災者が「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(全国銀行協会を事務局とする「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が策定)に基づき債務整理を行う場合の専門家への報酬等について、国が支援することで、自然災害の影響により既往債務(自然災害の発生以前に負担した債務)の弁済が困難となった個人債務者の債務整理を円滑に進め、もって被災者の生活や事業の再建に資することを目的とする。	0	0													8,6								非該当	
309	金融庁	6		21		国際機関分担金(IOSCO)		○国際的な議論に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
310	金融庁	6		22		国際機関分担金(IAIS)		○国際的な議論に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
311	金融庁	6		23		国際機関分担金(FATF)		○国際的な議論に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
312	金融庁	6		24		国際機関分担金(APG)		○国際的な議論に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
313	金融庁	6		25		国際機関分担金(FinCoNet)		○国際的な議論に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
314	金融庁	6		26		国際機関分担金(IFIA R)		○国際的な金融規制改革等に積極的に参画すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。	0	0													6,6								非該当	
315	消費者庁	7	新29	1		多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究		「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県と協力し、消費者問題等に関する理論的・先進的な調査研究を行う。また、調査研究業務を通じて、消費者政策の企画立案を行う上での理論的な基礎を強化し、消費者政策をより効果的・効率的に推進していくことに役立つ。	0	0													1,b,3,6								非該当	
316	消費者庁	7	新29	2		子どもの事故防止に関する取組の推進		本事業の目的は、子どもの生命・身体に係る事故の発生を防止し、またその拡大を防ぐことである。	0	0													3,b,4								非該当	
317	消費者庁	7	新30	1		消費者行政新未来創造調査等経費		IoTを介して個人等の選別資産を活用するシェアリングエコノミーに関し、その普及に伴い発生するおそれのある消費者問題に対応するため、徳島県を実証フィールドとした実証実験を行う。また、消費者行政新未来創造オフィスにおいて、新未来創造研究会(仮称)を開催し、上記の実証実験の結果も踏まえ、豊かな未来に向けた消費者行政の在り方に	0	0													1,b,3,6								非該当	
318	消費者庁	7		2		消費者政策企画・立案経費		「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応できるように施策を毎年度反映させていくことで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。	0	0													6,6	3,b,4	5,b,4,2						非該当	















































通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考												
619	外務省	11	新30	9		核軍縮の実質的な進展のための賢人会議		核軍縮の実質的な進展のための賢人会議は、核軍縮の進め方をめぐって核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化している現下の環境にあって、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、実践的な核軍縮措置を建設的に議論していくため、核軍縮に知見を有する核兵器国と非核兵器国双方の有識者を日本に招いて核軍縮の実質的な進展に資する提案を得て、NPT準備委員会に報告すること。また、本件事業を通じて、我が国の核軍縮に向けた姿勢と活動を国内外にアピールすること。	核軍縮の実質的な進展のための賢人会議は、2017年5月に開催された2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会に事前外務大臣が日本の外務大臣として初めて出席した際に実施した一般討論演説にて開催を表明したものの、賢人会議は、2015年NPT運用検討会議で最終文書が採択されなかったことなどをを受けて核軍縮停滞に対する不満が高まり、核軍縮の進め方をめぐって核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化している現下の環境にあって、「核兵器なき世界」の実現に向けて様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、実践的な核軍縮措置を建設的に議論していくため、核軍縮に知見を有する核兵器国と非核兵器国双方の有識者を日本に招いて核軍縮の実質的な進展に資する提案を得て、NPT準備委員会に報告することを目的とし、第1回及び第2回会議を平成29年度中に広島及び東京でそれぞれ開催する。2020年NPT運用検討会議の成功を重視する我が国として、国際的な核軍縮に向けた機運を高める観点から係る取組を継続し、被爆地長崎及び東京でそれぞれ開催することは極めて有意義。また、NPT交渉当初から主導的役割を果たし、条約発効後も積極的に関与してきた我が国は、第4回締約国会議議長(任期は17年9月から18年8月までの約1年間)に候補者を擁立している。17年9月の第3回締約国会議で議長選出された後は、条約の着実な履行と締約国の拡大に取り組みこととしている。	0	0																								5,d4,2	非該当						
620	外務省	11	新30	10		武器貿易条約第4回締約国会議開催経費		・武器貿易条約(ATT)は、国際基準の確立による通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした条約であり、2014年12月に発効し、既に92か国が締約国となっている(17年7月現在)が、武器貿易が拡大傾向にあるアジア大洋州地域における締約国は6か国に留まっていることから、締約国会議を本邦で開催することで、同地域におけるATTに対する認識の促進と、中長期的な締約国の拡大を目指す。	・武器貿易条約(ATT)は、国際基準の確立による通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした条約であり、2014年12月に発効し、既に92か国が締約国となっている(17年7月現在)が、武器貿易が拡大傾向にあるアジア大洋州地域における締約国は6か国に留まっていることから、締約国会議を本邦で開催することで、同地域におけるATTに対する認識の促進と、中長期的な締約国の拡大を目指す。	0	0																							8,6	非該当							
621	外務省	11	新30	11		2025年万博誘致活動推進経費		2025年の大阪万博を誘致することで、インバウンド増加、地元経済の活性化等を通じて日本経済の成長を促進する。	2018年のBIE総会における選挙における当選を目指し、BIE加盟国170か国の過半数にあたる85か国からの支持を取り付けるため、必要な取組を行う。	0	0																							5,d4,2	非該当							
622	外務省	11	新30	12		OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)体制強化経費		OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP:National Contact Point)体制強化事業、G7・G20サミット及び関連大臣会合並びにOECD関係理事会等において、OECD多国籍企業行動指針の各国連絡窓口の体制強化が求められていることを踏まえ、我が国NCPの体制を強化する。	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援する必要があるところ、NCP専門員を採用することで紛争解決の専門家の助言を常時受けられる体制を整備するとともに、翻訳・通訳及びあせもん実施の場合の手続を外部に委託することで問題解決支援手続の迅速性及び公正性を確保する。また、NCPの運営方法の改善のため、経験豊富で先進的な他国NCPの調査を実施する。更に、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進するとともに問題解決支援手続の円滑化を図る。	0	0																										8,6	非該当				
623	外務省	11	新30	13		日・FAO年次戦略協議及び日・FAO関係強化に要する経費(新規)		国連食糧農業機関(FAO)は、食料・農業分野の筆頭国連専門機関であり、我が国は米国に次ぐ世界第2位の穀物の生産国を有している。FAOの重要性及び我が国によるFAOへの貢献に鑑み、日・FAO関係を一層強化するため、FAO本部の幹部等の参加を得て年次戦略協議を開催し、FAOの戦略レベルから個別分野まで、包括的な議論を実施する。また、年次戦略協議の成果も踏まえつつ、FAOの国内認知度の向上やFAOにおける邦人職員の強化等を図るべく、日本国内においてセミナー等の一般向けイベントを行う。	平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、FAO分担金が「事業内容の一部改善」の評価を受けたことを踏まえ、我が国は平成29年1月にローマにて第1回日・FAO年次戦略協議を実施し、日・FAO関係の抜本的強化に向けた包括的な議論を行い、邦人職員強化に向けた5か年行動計画を策定するなどの具体的成果を挙げた。連携強化に向けた議論や我が国の優先課題にインプットを更に進めるため、平成30年度には本邦において年次戦略協議を開催する。	0	0																												5,c4,2	非該当		
624	外務省	11	新30	14		金融・世界経済に関する首脳会議等開催準備経費		2019年に日本国内で開催される予定(時期・場所未定)の金融・世界経済に関する首脳会議(以下、「G20サミット」という)等に際し、2018年12月からG20の議長国として、首脳を補佐するシエルバ(首脳個人代表)間で事前に調整を行うための準備委員会(シエルバ会合)を始めとする関連会合を開催するほか、来るG20サミット開催に向けて、会議場設置、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等、多岐にわたる項目において万全の準備を実施し、円滑な会議運営を行う。今次G20サミットは、日本初開催となるもの。	2018年12月からG20の議長国として、G20サミットの開催に向けて、サミットの議題や日程、首脳宣言等について、首脳を補佐するシエルバ間で事前に調整を行うための準備委員会(シエルバ会合)を始めとする関連会合を開催する。また、2019年のG20サミット開催に向けて、会議場設置、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等、多岐にわたる項目において必要となる企画立案、調達等実施するほか、我が国政府関係者をはじめ、各国政府代表団、プレス等多数のサミット関係者が来訪する同サミットにおいて、円滑な会議運営を行うために必要な体制等を強化する。	0	0																											5,d4,2	非該当			
625	外務省	11	新30	15		条約和文の校正委託料		国会へ提出する条約テキストについて、条約テキストに対する誤字、脱字等の発生を防ぐ。	経済連携協定(EPA)については、テキストのページ数が膨大(数千頁にも及ぶ)であり、国会提出のために短期間でテキストの確認作業を行い、誤字、脱字等の不備をなくするためには多大な労力が必要となる。そのため、条約テキストの本印刷を行う前に文書の校正・校閲作業を専門とする業者にテキストの校閲作業を委託し、ダブルチェックすることによりテキスト上の不備を極力なくするもの。	0	0																											6,6	非該当			
626	外務省	11	新30	16		アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)総会開催経費		アジア・アフリカ法律顧問委員会(AALCO)は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であり、毎年開催される総会には各加盟国の国際法実務担当者が一室に集い、国際法に関する議論を行う貴重な機会となっている。我が国は1956年の設立以来の原加盟国として、アジア・アフリカ地域における法の支配を一層促進するため、2018年のAALCO総会を我が国で開催する。	AALCO総会は毎年1回、可能な限りアジア地域とアフリカ地域が交代で開催することとされており(AALCO規程第4条1)。2017年はアフリカ地域のケニアで開催されたため、2018年の総会はアジア地域で開催することが期待されている。総会にはAALCO加盟各国(現在47か国)から政府関係者が参加し、約1週間にわたって開催される見込みであり、本経費は会場関連費、参加者滞在費、会議運営費等に使用され、先進国を除く在外公館に配備している抗インフルエンザ薬の大部分が平成30年に使用期限満了を迎えることに伴い、在留邦人数及び短期渡航者数の37.9%相当量を基準に同量の配備を更新する。同業は本邦で一括購入し、在外公館に送付する。	0	0																													5,d4,2	非該当	
627	外務省	11	新30	17		在外公館における抗インフルエンザ薬準備		先進国(北米・西欧等)を除く医療事情の悪い国で新型インフルエンザが流行した場合に備え、在外公館において抗インフルエンザ薬を備蓄し、緊急時に在留邦人・短期渡航者に対して同薬を提供し、邦人の生命・身体を守るために必要な対応をとれるよう措置を講じておく。	先進国を除く在外公館に配備している抗インフルエンザ薬の大部分が平成30年に使用期限満了を迎えることに伴い、在留邦人数及び短期渡航者数の37.9%相当量を基準に同量の配備を更新する。同業は本邦で一括購入し、在外公館に送付する。	0	0																											8,6	非該当			
628	外務省	11	新30	18		草の根無償の理解促進に必要な経費		開発協力の一環として日本が支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、「草の根無償」という。)に関する、日本国内外への情報提供及び理解促進を行うことにより、草の根無償を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を広げることが目的とする。	1. 草の根無償の意義につき国内外にアピールしてもらうため、国内外に幅広く訴求力を有する外部人材に広報業務を委嘱する。 2. 外部人材に草の根無償案件の現地視察をしてもらい、右の様子も含めた広報用動画を作成し、外務省HPで公開する。 3. また、草の根無償の意義や開発効果について、分かりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで、国内外で草の根無償に対する関心を喚起する。	0	0																													3,c4,5	非該当	
629	外務省	11	新30	19		気候変動と脆弱性の問題への取組		気候変動分野において近年注目が集まっている気候変動と脆弱性が国家の安全保障に及ぼす影響について、我が国がアジア・大洋州地域において議論を主導し、我が国の気候変動分野におけるプレゼンス強化を実現する。	東京において、アジア・大洋州地域から政府関係者、専門家、有識者を集めて気候変動と脆弱性をテーマにした国際会議を実施するもの。本会合においては、招請した専門家等と交え、各国において気候変動が国家の脆弱性に与えている影響について議論し、知見と経験の共有を図る。今後生じうるリスクに対してどのようなアプローチを取ることが有効かについても議論する。その際、先進国から数名招聘する。	0	0																													5,d4,1,7	非該当	
630	外務省	11	新30	20		国際原子力機関緊急時対応能力研修センター拠出金		(1)福島の実験を国際社会に共有、国際的な原子力安全への貢献。(原発輸出に際する基盤整備・人材育成等に繋がる。) (2)IAEAのキャパシティビルディングの活動拠点となることにより、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上。 (3)権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を	福島第一原発事故の経験を国際社会に共有し、国際的な原子力安全に貢献することは重要であり、我が国の責務。我が国は事故以降IAEAと緊密に協力。こうした協力の一環として、IAEAは、2013年5月に緊急時対応能力研修センター(CBC:Capacity Building Centre)を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施。	0	0																													5,d4,1,1	非該当	
631	外務省	11	新30	22		政務案件支援信託基金拠出金		国連通常予算では手当てされない国連事務所の諸活動(世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」等の中でも緊急性の高いものが多い)を支援することにより、紛争及び政治的暴力の予防又は減少の促進を図る。	重要テーマ(1)予防、(2)危機対応、(3)平和への投資、(4)パートナーシップ拡大、(5)国連システム内協力の強化、(6)組織の効率化確保に基づいて活動し、調停や情勢安定支援等にも貢献するための国連地域事務所(中部アフリカ、西部アフリカ及び中央アジア)、特別政治ミッション(SPM)及び選挙監視等を支援する。	0	0																												5,c4,2	非該当		

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:→)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:→)	競争的資金(該当:○非該当:→)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:→)	SBIR対象(該当:○非該当:→)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考									
632	外務省	11	新30	24		経済協力開発機構・開発センター拠出金		世界のGDPの6割を占める52の加盟国が参加するOECD開発センターをプラットフォームとして活用し、国際社会における「質の高いインフラ投資」の概念の普及・浸透を図ることに伴い、新興国も含めて質の高いインフラの原則が順守されるような国際環境を醸成することを目的とする。	OECD開発センターは、開発途上国の開発問題に関する調査・研究や、開発に関するOECD加盟国の知識・経験を開発途上国に活用することを目的として、1962年に設立された独立機関であり、加盟国は52か国(OECD加盟国27か国、OECD非加盟国25か国)。 当該事業は、OECD開発センターに拠出金を拠出することで、OECD開発センターに日本人職員を新規に1名派遣し、「質の高いインフラ投資」の推進のためのG7伊勢志摩原則」をベースとしたインフラ投資に係る国際標準の策定及びセミナー等を通じた同標準の国際社会における普及に係る活動を行う費用に充てるものである。	0	0																					7,b,7	非該当						
633	外務省	11	新30	25		「平和の砦」基金拠出金		ユネスコが本来あるべき姿(加盟国間の友好と信頼関係を促進する国際機関)を取り戻すよう、責任あるユネスコ加盟国として、ユネスコ事業の健全な運営に資するプロジェクトを実施する。	ユネスコ所掌の5つの分野(教育、自然科学、人文・社会科学、文化、コミュニケーション)における途上国への開発支援ニーズに対し、分野及び地域の垣根を越えて有機的かつ柔軟に対応するもの。	0	0																					8,5,7	非該当						
634	外務省	11		1		東アジアにおける地域協力の強化		地域の平和、安定及び繁栄を確保するため、開放的かつ透明性の高い地域協力を推進し、地域情勢の予見可能性を高め、我が国が有する資金・技術・知恵・経験を活用して地域の課題解決に努める。	地域の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。	0	0																					5,b,4,2	非該当						
635	外務省	11		2		アジア紛争下での女性専攻事業		平成19年3月末をもって解散した財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)の活動を通じて築かれた各国関係者とのネットワークを活用し、外部団体ないし個人に業務を委託し、同基金の行ってきた事業を適切にフォローアップすることを目的としている。	台湾、フィリピン各地に存在する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行っている。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持している。インドネシアに関しては、個人に対する事業ではなく、医療福祉施設への支援・視察及びインドネシア政府関係者との意見交換等を中心に旧外地官署が行った行政行為等の事実証明事務、旧外地官署所属職員帰還に直接関係ある事務、旧外地関係職員の間接関係に関する事務。	0	0																								8,6	非該当			
636	外務省	11		3		旧外地関係整理		旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)に関連する各種整理事務を行うこと。	旧外地特別会計に属する債務のうち、正当な請求が行われるものに対する支払を行うこと。	0	0																						8,6	非該当					
637	外務省	11		4		日朝関連		北朝鮮政策に関する米国、韓国、中国等関係国との緊密な連携や拉致問題解決に向けた啓発等の実施を目的とする。	日朝間の諸懸案を包括的に解決するための経費として、日朝間外交正常化交渉及びその準備に要する費用、米国、韓国、中国といった関係国との意見交換を実施するために要する費用、研究所または研究者・専門家に研究調査を委嘱する費用、朝鮮中央通信の報道を朝鮮通信社より入手するための費用、拉致問題解決に向けた啓発等に関する資料	0	0																							5,b,4,2	非該当				
638	外務省	11		5		未来志向の日韓関係推進経費		未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と反映に向けた連携・協力の強化を併せて進展させるために必要な施策を講じるもの。	限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野での施策を実施する。 (1) 政治分野の対話の促進(日韓政策対話、日韓EPAなど) (2) 人的交流の拡大(日韓フォーラム、日韓市民交流など) (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組(韓国入道骨返還、遺族追悼巡礼、日韓歴史共同研究など)	0	0																							5,b,4,2	非該当				
639	外務省	11		6		中国における日本理解促進に係る経費		中国が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在直面しているものも多く、日中協力の可能性は極めて大きい。報道等種々の原因により、中国国内におけるその理解は限定的。そこで、民主・法治国家としての日本の現状や取組、また、公害等現在の中国社会も直面する様々な課題等について日本心にかん照してきたか等の経験について、知識層を中心とする中国一般市民の理解を促進する。	上記の問題意識を受け、日本の選挙や司法等、また環境対策等中国が抱える課題についての日本のこれまでの取組等、日本の民主・法治社会に関する小冊子等の広報ツールの作成を、対中国広報に習熟したPRコンサルタント(専門企業)に委託する。	0	0																							3,c,4,5	非該当				
640	外務省	11		7		アジア友好促進補助金		1972年(昭和47年)9月の日中国交正常化に伴い、我が国と台湾との関係は比政府間の実務関係となったが、他方、外交関係のない台湾との間で民間レベルによる人的往来、貿易、経済等分野での交流、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入境、滞在、子女教育等につき各種の便宜を図ること等に適切な措置を講じることを目的とし財団法人交流協会(現公益財団法人日本台湾交流協会)が設立された。	日本台湾交流協会は、民間団体ではあるが、台湾在留邦人の保護、日本人学校の運営管理、本邦入国を目的とする台湾住民、第三国への渡航証明書・査証の交付、貿易・経済関係を円滑に維持するための台湾側との折衝、その他技術交流や文化交流事業など、我が国の在外公館とほぼ同様の業務を行っている。 ※補助率:(款)東京本部は、3/4、ほかの経費は100% 中国で発見される化学兵器が旧日本軍のものかどうかを判断するため、現地調査を行う。旧日本軍のもの確認された化学兵器は、内閣府より中国において廃棄処理される。現地調査は、化学兵器が発見された旨の中国政府の通報を受けて行う。これまでに中国各地で95回の現地調査を行っている。	0	0																									8,6	非該当		
641	外務省	11		8		中国遺棄化学兵器問題への取組み		化学兵器禁止条約に基づき我が国の義務である。中国における遺棄化学兵器の廃棄処理。廃棄処理は、日中間で共通認識を醸成し化学兵器禁止機関(OPCW)に報告した「廃棄計画」に従って行う必要がある。「廃棄計画」は、日本政府は、2022年の廃棄完了を目指して最善の努力を払うとされている。	中国で発見される化学兵器が旧日本軍のものかどうかを判断するため、現地調査を行う。旧日本軍のもの確認された化学兵器は、内閣府より中国において廃棄処理される。現地調査は、化学兵器が発見された旨の中国政府の通報を受けて行う。これまでに中国各地で95回の現地調査を行っている。	0	0																							8,6	非該当				
642	外務省	11		9		日中・日モンゴル関係の推進		アジア太平洋地域及び世界の平和と発展とともに責任を有する中国との間で、幅広い分野及びレベルでの協力、対話を推進し、「戦略的相互関係」を深化させる。また、両国関係が長期的及び安定的に発展するための重要な基盤である両国国民間の相互理解を一層増進させる。 利益と価値観を共有するモンゴルとの間で「戦略的パートナーシップ」を深化させるため、政治・安全保障、経済、人的交流・文化交流の3つの分野を中心に協力を強化していく。	中国との間で「戦略的相互関係」の深化と両国国民間の相互理解の増進に向け、首脳・外相会談を始めとするハイレベルの交流や、各種文化交流事業を行っている。平成28年度には、4月に岸田外務大臣が訪中し、8月に王毅外交部長が日中韓外相会談出席のため訪日したほか、8月、9月、11月の3回の日中首脳会談を開催し、日中国交正常化45周年(2017年)及び日中平和友好条約締結40周年(2018年)の機会を捉え、懸案を適切に処理し、肯定的側面を拡充・強化しながら、関係改善を進めることで首脳間で一致した。また、平成28年度には「JENESYS2.0」を通して中国人青少年約2,500名を日本に招聘した。 モンゴルとの間で「戦略的パートナーシップ」を一層深化に向け、ハイレベルの交流を活発に行っている。7月にはASEM首脳会合の機会を捉えて安倍総理大臣が日本の総理大臣としては初となる3度目のモンゴル訪問を行い、エルベグドルジ大統領と9回目の首脳会談を行ったほか、9月及び10月にムンガル外務大臣及びエルデネバト首相が就任後初の二国間訪問先として訪日した。	0	0																										5,b,4,2	非該当	
643	外務省	11		10		メコン地域諸国との友好関係の強化		要人往来を通じた二国間関係の強化、経済協議の実施と貿易投資環境の整備、メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進を通じて、メコン河流域各国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること。	別添参照	0	0																							5,b,4,2	非該当				
644	外務省	11		11		日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修		日・ベトナム経済連携協定に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者が、日本の受入れ病院・介護施設で就労・研修するための十分な日本語能力、日本の社会文化・生活習慣及び日本語看護・介護に関する知識・技術を身につけることを目的とする。	日本の病院・介護施設での就労・研修に先立ち、訪日前に12ヶ月(加えて4ヶ月の任意学習)、訪日後に2ヶ月の日本語等研修を行う。訪日前には、①基礎・一般日本語(1500時間程度)、②日本社会・生活習慣の理解・適応及び日本語看護・介護の理解促進(300時間程度)、の研修を行う。訪日後には、①看護・介護専門日本語(140時間程度)、②日本社会・生活習慣・職場への理解・適応研修(140時間程度)、の研修を行う。訪日前日本語研修は、経済産業省の支出委任により外務省が実施し、訪日後日本語研修は、外務省の支出委任により経済産業省が実施する。	0	0																										5,a,4,2	非該当	
645	外務省	11		12		日・インドネシア経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日日本語研修事業		日インドネシア(日)EPAに基づき訪日する看護師・介護福祉士候補者に対し、EPA上の規定に基づき、6か月間の日本語研修を実施する。	日EPAでは、日本での病院・介護施設での就労や研修に先立ち、就労予定の看護師・介護福祉士候補者に対し、6か月間の訪日後日本語研修を実施することを明文で規定しており、訪日後に日本語研修として600時間、日本社会への理解・適応するために140時間の研修を行っている。なお、経費については経済産業省の支出委任により外務省が実施している。また、訪日前の6ヶ月間の日本語研修については国際交流基金が実施している。	0	0																									5,a,4,2	非該当		



通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成30年度当初予算額うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○非該当:○)	競争的資金(該当:○非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:○)	SBIIR対象(該当:○非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考						
661	外務省	11		30		北方四島住民との交流		四島在住ロシア人を本邦に招聘し交流活動を行うことにより、日本国民と四島在住ロシア人との間の相互理解の増進を図り、もって北方領土問題の解決のための環境整備を図る。また、医療分野での各種支援を行うことにより、四島住民の我が国に対する信頼感を醸成し、もって平和条約締結交渉のための環境整備を図る。	四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び本邦各地に招聘する。各地を訪問中、日本国民との住民交流会等を行うことにより、我が国の社会や文化に対する理解を深めている。また、四島在住ロシア人を対象に、①患者受入②医師・看護師等研修③医療支援促進事業の3つの事業も実行している。	0	0												5,a4,2	5,a4,1,2								非該当				
662	外務省	11		31		ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化		ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題について北方四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結することを目指した努力を行う。	上記目的を実現するために行っている事業の概要は以下のとおり。 ①北方領土問題関連の取り組み(日露平和条約締結推進対策費、北方領土復帰対策費、北方四島を含む隣接地域における環境保全に関する日露協議、「新しい日露関係」専門家対話開催経費)②二国間関係の強化及びその環境整備に向けた関連取り組み(日露露の根交流事業、サハリ州との協力、日露経済交流促進関係費、日米露三極会合開催経費、樺太日本人墓地整備のための委託調査)	0	0													1,c,2,9	5,b4,2								非該当			
663	外務省	11		32		「北方領土復帰期成同盟」補助金		北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結果を図る観点から設立された公益社団法人である(社)北方領土復帰期成同盟による補助金事業を通じ、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、並びに国際世	上記目的のために北方領土返還要求運動の開催、北方領土問題についての啓発宣伝事業、北海道内における北方四島交流推進事業等を行う。	0	0											3,c4,5								非該当						
664	外務省	11		33		ロシアにおける日本紹介事業		ロシアにおける大規模かつ総合的な日本紹介事業の実施を通じて、親日派層・知日派層の拡大・育成を図るとともに、両国国民間の相互理解を促進する。安倍総理の提案した協力プランに基づき日露の文化交流を飛躍的に拡大し、日露関係全般の強化につなげる。	2018年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を実施し、事業の費用対効果を高め、円滑かつ効果的な事業実施を確保する。	0	0												3,c4,5								非該当					
665	外務省	11		34		中央アジア・コーカサス諸国との関係強化		地政学的に重要な位置を占め、また我が国資源外交の観点から重要な中央アジア・コーカサス諸国との関係を「中央アジア+日本」対話の枠組み等を活用しつつ強化する。同時に、我が国と価値観を共有する欧米諸国、中央アジア地域に影響力を有する周辺諸国との協議を行って情報・認識の共有を図り、協力の可能性を探ることで、我が国の対中央アジア・コーカサス戦略を拡充する。	2004年8月に我が国の提唱で立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みにおいて、外相会合、高級実務者会合(日本側団長は外務省欧州局審議官、中央アジア諸国の団長は外務次官級)、分野別協議等の政府間会合を実施する。また、政府間対話を補完するものとして、我が国及び中央アジア各国の専門家・有識者の参加によるシンポジウム形式の知的対話を行う。この枠組みで、これまで以外相会合を5回、高級実務者会合(SOM)11回、知的対話9回、ビジネス対話1回を実施した。 また、28年度は、英国(フロンツ)、EU(ブラッセル)、OSCE(ウィーン)、トルコ(アンカラ)との間で中央アジアに關	0	0															5,b4,2								非該当		
666	外務省	11		35		中東和平に向けた働きかけ		イスラエル・パレスチナ間の直接交渉の進展に向けた政治的な働きかけや将来のパレスチナ国家樹立に向け、機能する統治機構・制度づくり及びパレスチナ経済の自立化の促進、両当事者を中心とした信頼醸成を通じて、イスラエルと将来のパレスチナ国家の平和的な共存・共栄に向けた二国間解決の実現を目指す。	①平和と繁栄の回廊「構想関係級会合等開催経費、イスラエルとパレスチナの共存・共栄に向けた中長期的な取組として、我が国、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダンの四者間会合を開催する。 ②政治的な中東和平推進関連経費:中東和平推進のため、我が国要人をイスラエル・パレスチナ等の当事国・地域や米国・EU等関係国に派遣し、要人に働きかける。 ③中東和平推進のための信頼醸成措置関連経費:中東和平実現に向け、イスラエル・パレスチナ双方の関係者や近隣国の関係者を我が国に招聘し国際会議を開催する。 ④パレスチナ支援推進関連経費/パレスチナ支援調整委員会(AHLC)等へ出席し関係者との政策調整や意見交換を行う。 ⑤中東諸国外交政策費:中東諸国に対する外交政策の企	0	0															5,c4,2	1,b,2,6							非該当		
667	外務省	11		36		アフガニスタン復興支援会合		アフガニスタンにおいては、2014年末に国際治安支援部隊(ISAF)の任務が終了し、治安権限がアフガニスタン治安部隊(ANDSF)に移譲された。2012年5月の「NATOシカゴ首脳会合」、同年7月の「アフガニスタンに関する東京会合」及び2014年12月の「アフガニスタンに関するロンドン会合」において、ISAF任務終了後の2024年までの10年間「変革の10年」の治安・開発両面での持続的な安定に向けて国際社会が支援を継続する意思が確認された。同国の安定を確固たるものとするためには、国民和解や再統合といった政治プロセスへの取組が重要であり、我が国はこれらに貢献す	政治プロセスに資することを目的とした、複数回にわたる本邦における協議の実施。(関係者が一堂に会する形式でのアフガニスタン和平関連会議や、既存の招へいスキームも活用した、アフガニスタン大統領府や同国治安当局等からの要人の招へいによる、アフガニスタン政治情勢や経済復興、治安情勢等についての率直な意見交換・対話の実施。)	0	0													5,d4,2								非該当				
668	外務省	11		37		中東地域諸国との関係強化		エネルギー安全保障等の観点から、我が国にとって死活的に重要な中東地域諸国との間で、①経済外交の推進、②イスラム諸国における我が国の平和外交への理解を高め、日本とイスラム諸国の対話・協力のネットワークを拡大するための会合の実施、③アラブ連盟との対話強化を進めていく。	①中東諸国との経済外交の推進のため、経済連携協定や投資協定の締結に向けた交渉会合を実施。 ②日本とイスラム世界との未来への対話を実施する。具体的には、イスラム諸国と日本との関係強化や、イスラム諸国同士の対話の機会となるイベントの開催等を行う。 ③中東諸国との対話強化のため、アラブ連盟や加盟各国との協議を実施	0	0														5,c4,2	8,6							非該当			
669	外務省	11		38		日・トルコ科学技術大学設立関連経費		日本とトルコのこれまでの友好関係を踏まえ、両国協働の科学技術大学として、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供し得るグローバルスタンダードの大学をトルコ国内に設置し、将来のトルコ国内において活躍する専門家を輩出することを目指す。	①日・トルコ科学技術大学のトルコ・日本科学技術大学設置推進協議会メンバーの関連経費 ②日・トルコ科学技術大学の日本側理事関連経費 ③日・トルコ科学技術大学の理事会理事を構成するトルコ側理事の訪日ミッション関連経費 ④日・トルコ科学技術大学に導入を予定する設備の現地視察に関する関連経費	6,519	0	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	-	5,b12,1									該当			
670	外務省	11		39		中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業		「アラブの春」を経て民主化プロセスの途上にある中東・北アフリカ地域の平和と安定を支援することは、日本や国際社会の最重要課題の一つであり、我が国は人材育成・交流の強化・拡大を同地域支援の重要な柱に掲げている。その一環として、中東地域の中核国であるトルコ、エジプト、イスラエルを中心に、将来活躍が期待される優秀な人材として計画的に10日間程度本邦へ招へいし、我が国の政治・社会・歴史及び外交政策に関する理解促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘することで、我が国の外交基盤を拡充する。	中東諸国で将来活躍が期待される優秀な人材に対して、我が国の政策に関する説明・意見交換(中東政策、東アジア政策、安全保障政策、歴史認識等)を行うと共に、大学や研究機関等の有識者等との意見交換や交流の場を設け、日本の外交政策について多角的な視点から理解を深めてもらう。また、日本の実態を知ってもらうために、都内及び地方の視察を実施し、日本社会の現状や日本の歴史に対する見方を体験学習を行った形で身につけてもらう。日本が主催する中東地域に関連する国際会議等に併せて招へいを行うことで、中東地域の平和と安定に対する日本の貢献をア	0	0														5,a4,1,7								非該当			
671	外務省	11		40		TICADプロセス		2016年に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)における成果を踏まえ、アフリカ諸国、開発パートナー、国内関係機関、民間企業、市民社会など幅広い関係者との間で、関係会合等の各種TICAD関連会合の開催や年次報告書の公表等を毎年定期的実施することにより、TICADプロセスを通じた支援の実績につき関係者の適切な理解を深めるとともに、今後の具体的な取組を着実に推進するための支援策やアフリカ開発のあり方等についての議論や提言等を行う。	TICAD VIで発出された「ナイロビ宣言」で示された今後3年間のTICADプロセスの具体的な取組を着実に推進するため、同行動計画で採択されたフォローアップ・メカニズムに基づき、①日本とTICAD共催者(国連、UNDP、世銀、AU委員会)による共同事務局会議の開催、②TICADプロセスの進捗状況について、年次報告書の作成や、関係者との意見交換を行うモニタリング合同委員会の開催、③年間のTICADプロセス関連の取組を総括し、今後の推進に向けた課題や方向性についてハイレベルで協議する関係会合及び高級実務者会合の開催等を実施する。また、TICAD VIで重視されている高いインフラ投資や強靱な保健システム促進の取組を支援し、官民連携を図るための官民円卓会合等の開	0	0																5,d4,2								非該当	
672	外務省	11		41		アフリカ諸国との関係強化費		アフリカ諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整等を行うほか、アフリカ諸国との関係強化を目的とする。	アフリカ諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施の調整等を行い、アフリカ諸国との関係強化を推進するため、関連情報やデータの収集、国際会議への参加、各国政府との協議等を通じ、情報収集、意見交換、我が国の立	0	0												1,b,3,6								非該当					
673	外務省	11		42		中長期的及び総合的な外交政策の企画立案		世界のパワーバランスが大きく変化し、また、国際社会が直面する諸課題が深刻化する中、中長期的な外交政策の企画・立案機能を強化することは、日本が国益を確保していくために不可欠である。そのために、主要国との協議や、専門分野に精通する研究機関等との意見・情報交換を一層活発、かつ戦略的に行う。また、国際情勢及び我が国外交について内外への効果的な発信を行う。	政策企画調査員を雇用し、重要な国際情勢を専門的かつ実務的見地から検討し、外交政策の企画立案に役立てる。中長期的に重要な外交課題について調査研究を委託しその成果を政策企画に活用することで、民間有識者の知見も得つつ外交政策の企画立案を進める。外交政策シンクタンクとして世界的に高い評価を得ているIISS(英国国際戦略問題研究所)に会員登録し、同研究所が発出する情報を活用し、質の高い外交政策の推進につなげる。新興国の台頭に伴い国際社会のパワーバランスが変化し、新興国との対話対話を促進し、新興国の対外政策の予見可能性を高め、我が国の外交政策企画立案及び新興国との協力関係の強化につなげる。 (発信機能の強化) 国際情勢の推移及び我が国外交上の取組について、外交官書等発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、我が国外交政策に対する国民の一般の理解・支持を得る。対外発信調査員を雇用し、さまざまな聴衆に対して効果的な外交スピーチを起草し、我が国の対外発信力強化につなげ	0	0																1,b,2,6	5,c4,2	3,c4,5					非該当		















通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成30年度 当初予算案うち 科技予算額[千 円]	左記うち要望額 うち科技予算額 [千円]	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○ 非該当: ○)	競争的資 金(該当: ○ 非該当: ○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考													
751	外務省	11		132		開発協力の理解促進		開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることを目的とする。	国民一般を対象として、開発協力広報・情報公開を行うため、主として以下の施策を実施。 1. 開発協力広報テレビ番組の制作・放映 2. 国際協力イベントの開催 3. 広報資料(パンフレット等)を作成 4. 日章旗ステッカーの作成 5. ODA出前講座	0	0																			3,c,4,5	非該当												
752	外務省	11		133		経済協力評価調査		日本のODA政策等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックすることにより、ODAの管理・改善への支援、ODA政策立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また、ODA評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本のODA政策の評価を通じ、ODAの透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。	本ODA評価は国別や重点課題等の政策レベルを対象として、評価主任(評価・開発の専門家)、アドバイザー(地域・分野の専門家)、コンサルタント(調査業務委託先)で構成された評価チームに業務を委託し第三者評価として実施するもの。評価結果は関係部局等にフィードバックするとともに、個別評価報告書およびODA評価年次報告書を公表し、国民に対する説明責任を果たしている。また、ODA評価ワークショップはアジア・大洋州諸国政府の評価部局実務者を対象に、我が国主導でのODA評価の理解促進、被援助国の評価能力の向上を図るもの。また、OECD-DAC等で求められている被援助国の評価能力の向上を目的として被援助国政府・機関等による評価も同様を実施している。 我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。	0	0																								8,6	非該当							
753	外務省	11		134		開発援助人材育成・振興		我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。	我が国の援助政策の企画・立案に資する調査・研究を行うことを目的とする。	0	0																					1,b,2,6	非該当										
754	外務省	11		135		NGO活動環境整備		国際協力において我が国の「顔の見える協力」を行う上での不可欠なパートナーである我が国NGOとの連携を一層強化し、我が国NGOの国際競争力を高めるため、欧米NGOに比し脆弱とされる我が国NGOの組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティビルディング)を行うこと。	欧米NGOに比し脆弱とされる我が国NGOの組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティビルディング)を支援するため、平成28年度は以下の4プログラムを実施。 ① NGO研究会(NGOによるテーマ別能力向上プログラム): NGOが取り組むべき課題をテーマとしたワークショップ等を開催。 ② NGO相談員: 国際協力やNGO活動・運営に関する一般市民及びNGO団体等からの照会や相談に対応。全国16団体に委嘱。 ③ NGO海外スタディ・プログラム: NGOの中堅職員が海外NGO等で研修。	0	0																									5,c,4,2	非該当						
755	外務省	11		136		現地ODAタスクフォース業務		現地ODAタスクフォース業務は、在外公館及びJICAの現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別援助方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO等)との連携、我が国ODAのレビュー等、質の高いODAを実施することを目的としている。	1. 現地ODAタスクフォース業務 (1) 被援助国の政治・経済・社会情勢や開発ニーズ等を分析し、また、被援助国に対する我が国ODAのレビューを行う。 (2) 我が国のODA政策について、他ドナーや被援助国の理解と支持を向上させ、現地での開発をめぐる議論に積極的に我が国の考え方を反映させる。 2. 現地ODAタスクフォース遠隔セミナー 本邦関係者(本省、JICA本部等)と途上国の我が国現地ODAタスクフォースを結び、開発援助の潮流や必要開発課題に関するプレゼンテーションや議論を通じて、現地ODAタスクフォース業務の質を向上させる。	0	0																									6,6	5,c,4,2	非該当					
756	外務省	11		137		政府開発援助の調査及び企画立案等事務費		開発協力の効率的・効果的な実施を企画立案するため、必要要員を確保する他、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。また、多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設け、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進するとともに、より良い開発協力の実施を図る。	1. 開発協力の効率的・効果的な実施を企画立案するため、開発援助分野で豊富な実務経験と高い学歴を有し、その専門性及び語学力を生かし即戦力となる経済協力専門員並びに、多岐にわたる庶務業務を行い本官を補佐する期間業務職員を雇用する他、国内外の経済協力関係者、有識者、専門家等との意見交換や被援助国における経済協力関係者との協議のため、本省職員及び在外公館職員を国内外へ出張させる。 2. 優れた技術を持つ中小企業の海外展開を支援するためODAを活用した中小企業等の海外展開支援(事業に係るセミナー等)に参加し、当該	0	0																										1,b,2,6	非該当					
757	外務省	11		138		民間援助連携事務費		【民間団体等の指導・監督に必要な経費】 国際協力に従事するNGOが一般国民や小規模NGO等からの照会に適切かつ効果的に対応するため、また国際協力の重要性やNGO活動に対する理解を促進するために、全国に配置しているNGO相談員を外務省職員が指導するとともに、NGO相談員同士の意見交換・情報交換を行うために開催する連絡会議等に関する経費。 【NGO調査・連携費】 経済協力におけるNGOとの連携強化のため、NGOによる適切な案件形成と着実な事業実施を確保するために支出する経費。 【民間援助連携に必要な経費】 日本NGO連携無償資金協力事業(N連)を、より効果的・効率的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査するための経費。また、在外公館長及び職員が任国および兼轄国におけるN連事業の引き渡し式へ出席、並びに事業の妥当性、進捗状況等の調査を行うための経費。	【民間団体等の指導・監督】 国際協力に従事するNGOが一般国民や小規模NGO等からの照会に適切かつ効果的に対応するため、また国際協力の重要性やNGO活動に対する理解を促進するために、全国に配置しているNGO相談員を外務省職員が指導するとともに、NGO相談員同士の意見交換・情報交換を定期的に行う。また、日本NGO連携無償資金協力事業(N連)等、NGOへの支援経費が適切に執行されていることを、外務省職員が確認することも併せて実施。 【NGO調査等】 N連等、NGO支援事業の適正な執行を図るべく、申請案件の事前審査等を委託し、また、外務省員が現地に出張し、NGO団体の活動の実状把握、実施案件の事前・事後審査等を実施。また、NGOとの連携強化・促進を図るため、平成8年度よりNGOとの定期協議会を開催。 【民間援助連携】 N連を、より効果的・効率的に遂行し、かつ透明性を高める観点から、その妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査。また、在外公館長及び職員が任国および兼轄国におけるN連事業の引き	0	0																													5,a,4,2	6,6	非該当	
758	外務省	11		139		経済協力情報管理システム		我が国の開発協力政策に関する基礎データである政府開発援助(ODA)実績の公式統計の作成・管理に係る業務において、膨大であると共に多様化・複雑化するデータ集計作業及び作成データの管理を正確に行うと共に、OECD開発援助委員会(DAC)への実績報告、開発協力白書の図表をはじめとする公開用資料の作成等、同データをを用いた各種加工作業を迅速・効率的かつ正確に行うもの。	我が国の政府開発援助(ODA)実績の公式統計データの集計・管理・加工に係る作業を、OA機器を有効に活用しつつ、迅速・効率的かつ正確に行うための情報管理運用体制を整備する。	25,981	0	5	一般	-	50	4	-	-	-	-															4,c,1,4	該当							
759	外務省	11		140		海外技術協力推進団体補助金		NGOが海外において経済社会開発事業を実施するのに関連し、日本NGO連携無償資金協力のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本NGO連携無償を補完することを通じて、NGOの事業に対する支援を一層強化するもの。	開発途上国においてNGOが実施する開発協力に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価及び国内外にて開催されるNGOの国際協力活動の拡大・深化に資する研修会、講習会等に要する経費を補助する(補助率: 定額(最大50%)。)	0	0																								1,b,2,6	6,6	5,a,4,2	非該当					
760	外務省	11		141		開発協力白書編集等		開発協力大綱の実施状況に関する閣議報告に使用するとともに、開発協力政策について一般国民の理解と支持を増進させるなど、国内外への広報活動において広報媒体・資料として効果的に使用するため、開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。	開発協力白書は、開発協力大綱の実施状況及び我が国の開発協力実績等に付き有用な情報を掲載していることから、開発協力政策の企画・立案に携わる者にとって基礎的な情報・資料として活用されている。同白書において、開発協力大綱の実施状況を年1回包括的にとりまとめ、内外に公表することは、我が国開発協力政策の広報効果を高め、国民に対し説明責任を果たし、その理解を深める観点から	0	0																									3,c,4,2	非該当						
761	外務省	11		142		国際機関との連携等		伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチ援助理念に係る議論において、我が国の立場と開発協力理念を適切に反映させていくために、これらを協議している会合等への出席や会合開催を実施する。	【国際会議支援及び多国籍開発協力に必要な経費】 グローバルパートナーシップ閣議委員会等OECD-DACにより開催される各種会合への出席及びアジア開発フォーラムなどの開催などに必要な経費。 【開発協力関係資料等購入・翻訳経費】 DACにて発行されている経済協力関連の書籍の購入、DAC統計指示書等の翻訳経費及びDAC統計に係るNGOの援助実績調査に伴う経費	0	0																											5,b,4,2	非該当				
762	外務省	11		144		国別開発協力方針策定調査		関係者の出張及び翻訳等に要する経費を手当てし、被援助国の政府及び他ドナー等との協議等を行い、国別開発協力方針の適切な策定・改定に資することを目的とする。	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、被援助国における具体的な援助案件選定の指針とすべく、その政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題等を勘案して策定する国別の我が国の援助方針で、原則としてすべての我が国ODA対象国について策定するもの。 方針の策定に当たり、被援助国の政治・経済・社会情勢、開発上の課題等に関する深い理解が求められ、被援助国の政府・他ドナーを含む幅広い関係者との意見交換が必要のため、関係者が同国の政治・開発関係者との協議、援助現場の視察、我が国在外公館及びJICAの現地事務所等で構	0	0																											8,6	非該当				







